



医療における個人情報の保護 「個人情報保護基本法案」を考える

副会長 赤倉昌巳

1. はじめに

個人情報を取り扱う際に、基本原則や義務などを定めるための「個人情報保護基本法案」は上程されていたが、報道関係などからの反発が強く、今国会での成立を断念せざるを得ず、継続審議になることが決まった。しかし、この基本法案は、いずれ日の目を見ることは明らかである。医療分野においては、一般の個人情報保護と同じ法の下で、情報に規制を設けるべきではない。今後、診療情報の特性を踏まえた情報保護のあり方について検討し、医師会は医療独自の個人情報保護のあり方について示す必要がある。

2. 個人情報保護の背景

近年、情報社会の発展は目覚ましいものがある。反面、プライバシーの侵害へと拡大しつつあるのも事実である。国際的な見地から個人情報の保護は必要であり、わが国でも法制化に踏み切ったものである。

この法案の目的は、個人情報の有用性を配慮しつつも個人の権利・利益を保護するものであり、その趣旨には異論をはさむ余地はない。また、基本原則として個人情報の適正な取扱いについても規定しているが、概ね妥当なものといえよう。

3. 個人情報保護基本法の問題点

この法案では、個人情報を取扱う事業者の義務等について規定している。同時に、個人情報の利用目的の制限、管理、第三者への提供、公表、開示、訂正、罰則等も盛り込まれている。その中には、医療分野における個人情報の特殊性や専門性を勘案すると、容易には受け入れられない箇所も多く見られる。

例えば、救急救命や意識障害などの場合を除い

て、すべて情報の利用目的を本人に通知するか、または公表することを義務づけている。しかし、診療情報は医学研究および教育、疫学的調査、保険請求、検査センターへの検体依頼など多くのところで第三者の目に触れる場合が多く、すべての事例において本人の同意を得なければ医療行為ができないことになれば、医療現場において混乱を招くことになる。また、第三者に委託する場合には、委託先の選定に配慮するとともに必要な監督を行わなければならない、としている。しかし、医療分野においても電算化など情報技術が著しく進歩を遂げている昨今では、医療機関に検査センターなど依頼先の監督を義務づけることは、全くナンセンスである。

その他、憲法に抵触する恐れのある報道、宗教、学術、政治の分野と公衆衛生等の公益性の高いものにおける個人情報の取扱い規制は適用除外とし、自主的な取組みを行うこと、としている。ところが医療分野について除外とは、明記されていない。

4. 必要な医療独自の情報保護

医療分野における個人情報の特殊性や専門性を勘案し、自主性を持たせて独自の取組みに委ねるべきである。特に、医学疫学的研究、がん登録、感染症発生動向調査など有益な研究については適応除外の措置を講ずるべきである。さもなければ、医学・医療の発展を著しく損ない、人類全体の損失は誠に大である。

医療関係団体が自主性をもって、医療情報の特殊性を十二分に検討した上で、医療情報独自の規範のもとで指針を作成し、それをもとに啓発と普及に努めるべきである、と考える。